

国家戦略特区ワーキンググループ提案に関する集中ヒアリング (議事録)

(開催要領)

- 1 日時 平成 25 年 9 月 19 日 (木) 9:40~10:00
- 2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室
- 3 出席

<WG 委員>

委員 坂村 健 東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授

<提案者>

小林 出 岐阜県総合企画部次長

増田 雅彦 岐阜県商工労働部企業誘致課総括管理監

<事務局>

川本 正一郎 内閣府地域活性化推進室長

加藤 利男 内閣府地域活性化推進室国家戦略特区総括官

富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室室長代理

藤原 豊 内閣府地域活性化推進室参事官

宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

(議事次第)

- 1 開会
- 2 議事 成長産業誘致特区
里地里山を活用したエネルギー自立自給特区
- 3 閉会

○藤原参事官 岐阜県の提案でございます。「成長産業誘致特区」、「里地里山を活用したエネルギー自立自給特区」ということでございます。

議事、資料は公開の扱いということでございます。

全体20分弱でございますので、7~8分でプレゼンテーションをいただいた上で、質疑応答という形にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○小林次長 本日はヒアリングの機会を頂戴しまして、どうもありがとうございます。

先だって東海4県3市で御説明をさせていただいた際に少し御紹介をさせていただきましたけれども、我々からは二つ特区を提案させていただいておりまして、御紹介させていただいている一つが、「成長産業誘致特区」です。特に、東海環状自動車道の西回り区間、

濃飛横断自動車道の沿線地域についての工業団地開発と、それに伴う農転について、何とか規制緩和をお願いできないかということでございます。

もう一つは、「里地里山を活用したエネルギー自立自給特区」でございます。こちらはバーチャル特区という形で御提案させていただいております。

まず、里地里山から御説明させていただきたいと思っております。お渡ししてある資料があるかと思うのですが、提案のニーズ・背景でございますけれども、我が国は非常に森林が多く、包蔵水力も非常に大きい国でございます。そういう中で、先だって「里山資本主義」という本が出ておりますが、里山におけるエネルギーの自立自給というものを進めていくのが、日本にとって非常にエネルギー供給という観点のみならず、地域振興あるいは人々のエネルギーに対するアウェアネスを強化していくという意味でも大事なのではないかと考えてございます。そういう意味で、里地里山における小水力あるいは木質バイオマスといったエネルギー源をしっかりと使って、特に災害が起こったような場合なども考えまして、地域におけるエネルギー自立、自給ができるような枠組みを進めていったらどうだろう。また、今日の日本経済新聞などにも載っていましたが、そういう仕組みをしっかりと作っていくと、アジア・アフリカ等に対するパッケージとしての輸出も可能になるのではないかと考えています。

そういう特区を作る場合に、是非岐阜県をお考えになっていただきたい。この岐阜県は森林率が非常に高く、また、利用可能な水力エネルギーである包蔵水力について言うと、日本一という地域でございます。木質燃料ボイラーあるいは小型の電力発電設備等々非常に多い場所でございます。こういうところで是非リーディングケースを作り出していきたいということでございます。

1枚めくっていただきまして、具体的にどんな規制緩和をお願いしたいかということでございますが、一つは、再生可能エネルギーの発電設備に供する場合の保安林の指定解除対象範囲の拡大及び指定解除権限の委譲でございます。特定規模電気事業者、これは契約電力量50kW以上でいわゆるPPSと言われているもので、これを設置する場合は保安林指定解除を行っていいということが決まっておりますが、非常に規模が小さい、あるいは特定の、例えば、合板の製造を行っているような業者が、自分自身の会社のエネルギー供給を行うような場合に発電機を置いたりする場合は、指定解除できない形になっておりますので、ここについても是非簡単に解除できるようにお願いしたいということでございます。

1枚めくっていただきまして、もう一つございますが、岐阜県の場合、今、非常に木質バイオマス発電を進めておまして、この場合に一番問題になるのは、燃料供給でございます。基本的には間伐材等々を利用しようとするのが基本的に木質バイオマス発電の考え方なのですが、燃料供給が場合によっては追いつかなくなる可能性がございます。こうした場合に、どうしても保安林の開発を行って燃料を供給する必要がある可能性がございますが、保安林の皆伐に関する許可というのは、一定の皆伐面積の限度というものを年4回公表して、それから、30日以内に申請書を提出する必要があるということで、非常に

柔軟な対応ができなくなっております。そのために、ここのところを少し規制緩和していただき、年4回の公表日から30日以内に限らない、随時伐採ができるという形に、木質バイオマスボイラーへの燃料供給に限ってはしていただければということでございます。

もう一つ、これも農転の話ではあるのですが、農地でヤナギ等、木質バイオマス資源を生産する場合について、農転を是非簡単にしていただければと思っております。現実、農地でヤナギ等を栽培する場合、比較的簡単に農転が行われているのですけれども、それでは届出制にしてしまってもいいのではないかと考えております。

もう一つ、河川法に係る発電水利権手続の簡素化をお願いしたいと思っております。これは小水力発電に関するものなのですが、いわゆる慣行水利権の場合、慣行水利権がある農業用水に付属した小水力発電をやろうとすると、実態調査をやらなければいけない。その結果、大体2年くらいかかってしまうことが言われておまして、是非ともここについては、許可水利権になっている場合は申請書類の省略や登録制の導入が行われていますので、慣行水利権についても同様のことをやっていただければと考えております。

それから、先ほどのヤナギに関連してですが、ヤナギについて、今の段階では必ずしもバイオマス資源として十分な成長のスピード等があるのかということについて、完全なデータがございませんので、是非とも岐阜県というより日本全体の里地里山に適した早生樹の短期の生産、伐採の技術及び生産流通に関する支援、これは財政的なものでございますが、お願いをしたいということでございます。

また、木質バイオマス燃料を活用した地域循環システムということで、今、言ったような事業を行う中で、必要な様々な支援を是非ともお願いしたい。最後の二つは財政的支援でございます。

以上が、里地里山を活用したエネルギー自立自給特区についての御説明でございます。

もう一つ、「成長産業誘致特区」でお願いしております。これは先般、簡単に御説明させていただいたところでございますが、もう一回、詳しく御説明させていただきたいと思っております。

お配りさせていただいた地図のような紙があるかと思うのですが、東海環状自動車道は大体名古屋市周辺30~40キロを結ぶ環状道路でございます。愛知県豊田市から岐阜県の関市、美濃市、岐阜市の北側をかすめて大垣市、さらには、三重県の四日市のほうにつながるという道路でございます。

元々これは、名古屋地区の交通渋滞というものが非常に激しいものですから、この一種のバイパスというか、都心の交通量を下げるという観点から造られた道路であって、その周辺に工業団地といったものが立地するかどうかということについては、元々あまり念頭に置かれておりませんでした。ところが、2005年に東周り区間で豊田ジャンクションから美濃ジャンクションまでが開通しますと、この沿線に非常に多くの工業団地が造られました。計22団地675ヘクタールの新規企業進出が行われています。2010年末時点で、新しく生まれた製造品出荷額が年間1,729億円、雇用者数5,218名という形になってございます。

こういう工業立地の促進効果が生じた理由なのですが、基本的には豊田市あるいは愛知県の製造業の中心である小牧市と、外縁地域の時間距離が非常に縮まった。それから、インターチェンジ近い場所を含めて、比較的リーズナブルな価格で提供できた。もう一つ、工業団地を造る上で非常に大事なことなのですが、この地域は丘陵地が多うございまして、農地が少なかった。したがって、農転を行わなくても実際、工業団地の造成ができたということがございます。

こういったことが東海環状東回り地区の状況を見ますと、近隣の東海環状西回り地区、これはリニアの中間駅を睨んでの話なのですが、濃飛横断自動車道沿線地区といったところにも、おそらく工業立地に関するニーズというのはあるだろう。これは御存じのとおりでございますけれども、アジア太平洋諸国を中心に新興国は急速な経済成長を遂げておりまして、製造業の立地という観点からは、日本は非常に競争的な状況に置かれているわけなのですけれども、新しくこういうロジスティックルートが出来ることによって、企業にとって立地を真剣に考慮するような場所がぐっと増えているという形になってございます。

ところが、特に東海環状西回り地区について、ここはいわゆる木曾三川と言われております揖斐川、長良川、木曾川が通っている場所でありまして、非常に農地としての生産性の高い場所でもございます。ほとんどの平地は農地として開発されている。他方で東濃と違うのは、揖斐のほうは山が急峻でございまして、ここに工業団地を作る、つまり山のところを切り崩して工業団地を造ろうとすると、ものすごいコストがかかってしまうという状況になってございます。

こうした状況を考えまして、もちろん農地転用、農業というのは国の基本でございますので、農地転用は非常に慎重に考えるべきとは思いますが、是非ともこの地域の農転について何か特別な扱いをしてもらえないだろうか。実際この地域の農地というのは2万ヘクタールぐらいあるのでございますが、工業団地としてのニーズを考えますと、東回りと同程度としても600ヘクタール程度ということで、それほど多くの農地を潰すことにはならないと思いますし、もし、開発をすれば、当然ながら農業に影響がないようにやるということであろうと思っております。

ただ、やはり農地法4条、5条というのがあるものですから、なかなかこの地域の開発は進まない。現時点でなんとか分譲にこぎつけたものは70ヘクタール弱しかなくて、構想中のもも100ヘクタール強です。ただ、それもほとんどが農転で止まってしまっている状況でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○藤原参事官 残された時間が5分でございます。皆様、質疑応答をお願いいたします。

○坂村委員 成長産業誘致特区というお話なのですが、工業団地に転換させたいということですが、需要はあるのですか。もしもやったとしたら、どんどん入るという企業が列をなしているが、制度的にできないから待っているのですか。それとも、特区を作ってから誘致しようというのですか。

というのは、全日本的に見て工業団地が足りていないとは言えないですね。色んなところで皆さん工業団地をたくさん造って、結構余っていますよ、今でも。でも、ここでは違うのですか。工業団地にしたら入りたいという人はたくさんいるのですか。具体的な人たちが。

○増田管理監 現在、岐阜県は非常に工場誘致が進んでおりまして、昨年、製造業で34件です。これは全国8位ということで、震災以降、岐阜県の内陸部の土地が見直されておりまして、非常にここ2年間は岐阜県に来たいという企業が多く、非常に需要は高まっております。そういった中、東回りはかなり工業団地は埋まってしまって、もう売るところがない状況でございまして、したがって、西回りを今回開発させていただいて、それに対応させていただくという考えでございます。

○小林次長 列をなしているかどうかということより、まず、そこには工業団地は出来なんでしょうというのがみんなの考え方なものですから、なかなかそうはなっていないのですけれども、潜在的な需要というのは非常に多いと考えております。

また、岐阜県に問合せが来ても、我々はそれに見合うような土地はございませんとお帰りいただくケースも多々ございまして、ここは逆に言うと、造れば入るだろうというようなところがございます。

○坂村委員 みんな色んなところも工業団地を造れば入るだろうとやって、入っていないところも結構見ますので、岐阜県の場合には、そういうことはないのですか。

○小林次長 岐阜県の場合は、そういうことはございません。特にこの地域というのは特殊でございまして、これまでなかったものが突然出来て、非常に便利になってしまった。元々農地が広がっていたところに突然高速道路が通って、インターが出来て、そういう特殊な事情があるものですから、他とは違うということだと思います。

○坂村委員 いいのですけれども、例えば、国家戦略特区ということだと、単に工業団地を造るというのではなくて、目的と効果が求められます。この前のほうも、まだ再生エネルギーの話はいいとして、こちらは県で進めればいいのではないですかという話のような感じもします。何となく。

○小林次長 そこはもちろん色んな考え方があるかと思うのですけれども、我々としては是非ともこのところについては進めていきたい。

○坂村委員 県でできるのではないですか。

○小林次長 問題は、県としてやりたいと言っても、農地法上の規制がございまして、そもそも農業地区、優良農地というものは農転できないという形になっております。ここについては2ヘクタール以下であれば、都道府県知事の認可で農転ができる部分もあるのですけれども、4ヘクタール以上になりますと、農林水産大臣認可という形になっておりまして、現時点では優良農地について4ヘクタール以上の認可を得るといのは、ほぼ不可能ではないかという状況でございまして、もちろんそこは柔軟に認可していただけますよということであれば、別に我々としては現実これをやりたいというわけでございますので、

規制緩和の形がどうなるか。例えば、上限が付くとか、500ヘクタールに限りとか、インターチェンジから何キロメートルに限り、何百ヘクタールに限り、いついつまでに申請したものに限りといった形で何らかの形で条件を付けていただいて、それを農林水産大臣で認可を前向きに考えましょうということであれば構わないのですが、どうしても県のレベルでそういうことをお願いしても、それは無理なものですから、ひょっとしたら似たような地域が他にもあるとすれば、全国的に、例えば、新しいインフラが出来た場合に、どういうふうに農地の利用を考えるかということについて考えていただくということもあり得るのかもしれないと思っております。

この前、少し御説明しましたように、本当はこれは東海4県の中に入れてもいいものではあるのですけれども、提出のタイミングが合わなかったものですから、今回新しく御説明をさせていただいておりますが、我々としてはここだけに限らず、是非他の新しくインフラが出来たようなところも含めて考えていただくというのも一つの考え方かなと思います。

○坂村委員 確かに、他でも似たような条件で困っているところはありますからね。

○藤原参事官 よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。